

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の期日等	1
○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の投票及び開票の順序	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長の職務を行う場所	5
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙会の日時及び場所	9
○ 兵庫県議会議員選挙の開票事務と選挙会事務との合同	10
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	11
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	11
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	12

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成30年法律第101号）第1条第2項、第2条及び第4条第2項の規定により、兵庫県議会議員の任期満了による一般選挙及び神戸市議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり同時に行う。

平成31年3月29日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

- 1 選挙の期日
平成31年4月7日
- 2 兵庫県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	議員数	選挙区	議員数
神戸市東灘区	3人	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	1人
神戸市灘区	2人	西脇市及び多可郡	1人
神戸市中央区	2人	宝塚市	3人
神戸市兵庫区	2人	三木市	1人
神戸市北区	3人	高砂市	1人
神戸市長田区	2人	川西市及び川辺郡	3人
神戸市須磨区	3人	小野市	1人
神戸市垂水区	3人	三田市	2人
神戸市西区	3人	加西市	1人
姫路市	8人	篠山市	1人
尼崎市	7人	養父市及び朝来市	1人
明石市	4人	丹波市	1人

西 宮 市	7 人	南 あ わ じ 市	1 人
洲 本 市	1 人	淡 路 市	1 人
芦 屋 市	1 人	宍 粟 市	1 人
伊 丹 市	3 人	加 東 市	1 人
相 生 市	1 人	加 古 郡	1 人
豊 岡 市	1 人	神 崎 郡	1 人
加 古 川 市	4 人	美 方 郡	1 人
たつの市及び揖保郡	2 人		

3 神戸市議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選 挙 区	議 員 数
東 灘 区	10 人
灘 区	6 人
中 央 区	6 人
兵 庫 区	5 人
北 区	10 人
長 田 区	4 人
須 磨 区	7 人
垂 水 区	10 人
西 区	11 人



兵庫県選挙管理委員会告示第23号

平成31年 4月 7日執行の兵庫県議会議員及び神戸市議会議員の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成31年 3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 投票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 神戸市議会議員選挙の投票
 - (2) 兵庫県議会議員選挙の投票
- 2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 兵庫県議会議員選挙の開票
 - (2) 神戸市議会議員選挙の開票



兵庫県選挙管理委員会告示第24号

平成31年 4月 7日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成31年 3月29日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 選挙長

選 挙 区	住 所	氏 名
神戸市東灘区	神戸市東灘区御影山手6丁目10番28号	村上雅彦
神戸市灘区	神戸市灘区浜田町2丁目6番16号	西下勝
神戸市中央区	神戸市中央区北野町4丁目4番12号	森田祐子
神戸市兵庫区	神戸市兵庫区梅元町6番27号	藤原英明
神戸市北区	神戸市北区有野台9丁目18番の11	水谷毅
神戸市長田区	神戸市長田区東尻池町6丁目3番8-202号	馬場広志
神戸市須磨区	神戸市須磨区板宿町3丁目12番47号	田原邦雄
神戸市垂水区	神戸市垂水区星陵台3丁目3番6号	木村良夫
神戸市西区	神戸市西区北山台3丁目3番8号	西富久
姫路市	姫路市御国野町国分寺293番地5	谷内敏
尼崎市	尼崎市浜田町1丁目20番地の1	中川日出和
明石市	明石市大久保町江井島649番地の2	森田尚敏
西宮市	西宮市名塩山荘7番21号	嶋田克興
洲本市	洲本市五色町都志万歳397番地7	蓮井慶太郎
芦屋市	芦屋市西山町23番19号	門信雄
伊丹市	伊丹市荒牧4丁目2番7号	阪上博
相生市	相生市大島町3番24号	小林芳成
豊岡市	豊岡市元町3番15号	浮田一雄
加古川市	加古川市西条山手2丁目16番7号	大西一三
たつの市及び揖保郡	たつの市揖保川町野田338番地1	南木健一郎
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市木津288番地	多田憲子
西脇市及び多可郡	西脇市大野344番地	吉本昌弘
宝塚市	宝塚市長谷字道谷1番地の132	清水勲
三木市	三木市別所町石野929番地	平田義則
高砂市	高砂市伊保崎南9番14号	嶋田利朗
川西市及び川辺郡	川西市久代5丁目2番29号	宮路尊士
小野市	小野市中町283番地	井上輝雄
三田市	三田市小野138番地	馬場俊彦
加西市	加西市西笠原町157番地	尾上和彦
篠山市	篠山市西古佐921番地	若狭幹雄

養父市及び朝来市	朝来市和田山町岡田264番地3	山本 慎司
丹波市	丹波市春日町山田82番地	金川 方子
南あわじ市	南あわじ市北阿万筒井468番地	稲山 益男
淡路市	淡路市室津1220番地1	廣岡 卓樹
宍粟市	宍粟市一宮町須行名55番地	勝部 久和
加東市	加東市山国1432番地	稲岡 輝代
加古郡	加古川市新神野3丁目3番3号	平田 正教
神崎郡	加古川市加古川町本町21番地の5アルファステイツ 加古川本町1104号	北田 輝彦
美方郡	西宮市枝川町10番27-201号	竹川 智津子

2 選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
神戸市東灘区	神戸市東灘区本山北町2丁目8番8号	山本 孝子
神戸市灘区	神戸市灘区篠原本町1丁目2番9号	平野 清子
神戸市中央区	神戸市中央区港島中町3丁目1番地ポートアイランド住宅45号棟810号室	谷 平 浩 敏
神戸市兵庫区	神戸市兵庫区湊川町4丁目1番1号	橋本 猛 伸
神戸市北区	神戸市北区東大池3丁目7番18号	林 信 一
神戸市長田区	神戸市長田区山下町2丁目2番10号	天竹 功 一
神戸市須磨区	神戸市須磨区戎町5丁目2番9号	佐々木 利 雄
神戸市垂水区	神戸市垂水区名谷町字向井畑3542番地の1	清 酒 成 躬
神戸市西区	神戸市西区二ツ屋1丁目19番1号	北井 道 男
姫路市	姫路市増位新町二丁目15番地1花の北ハイツC棟101号	増本 勝彦
尼崎市	尼崎市瓦宮2丁目33番13号	兼行 栄子
明石市	明石市鷹匠町5番8号	富田 賢治
西宮市	西宮市南甲子園3丁目6番9-208号	川畑 和人
洲本市	洲本市海岸通一丁目7番13号	清水 久志
芦屋市	芦屋市潮見町6番4-2号	高嶋 修
伊丹市	伊丹市口酒井1丁目10番1号	長澤 藤延
相生市	相生市ひかりが丘5番地3	出口 吉智
豊岡市	豊岡市日高町岩中92番地の6	川上 康則

加古川市	加古川市加古川町木村541番地の23	坂田吉正
たつの市及び揖保郡	たつの市御津町岩見1324番地2	古西利朗
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市加里屋1616番地1	宍戸一雅
西脇市及び多可郡	西脇市八坂町285番地の1	内橋敏行
宝塚市	宝塚市小林4丁目5番27号	松本純一
三木市	三木市別所町小林590番地の1	戸田弘志
高砂市	高砂市松陽1丁目3番3号	久木宮博
川西市及び川辺郡	川西市大和西3丁目24番地の1	山口彰
小野市	小野市栗生町2828番地の2	藤井眞弓
三田市	三田市三輪1294番地80	田村正夫
加西市	加西市窪田町354番地	山下昌三
篠山市	篠山市上板井746番地	岡彰
養父市及び朝来市	朝来市生野町小野1715番地	吉成惠
丹波市	丹波市氷上町絹山443番地	青木知也
南あわじ市	南あわじ市伊加利69番地	西久保俊史
淡路市	淡路市志筑1411番地5	山崎直一
宍粟市	宍粟市千種町黒土637番地	阿曾茂夫
加東市	加東市小沢168番地	藤原逸也
加古郡	神戸市長田区二葉町1丁目4番5号	山本龍太郎
神崎郡	神戸市垂水区海岸通3番5-405号	能本達生
美方郡	姫路市広畑区高浜町2丁目54番地1	内田裕久



兵庫県選挙管理委員会告示第25号

平成31年4月7日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成31年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

選挙区	職務を行う場所	左記で職務を行う期間	所在地
神戸市東灘区	神戸市東灘区役所4階大会議室	3月29日	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号
	神戸市東灘区選挙管理委員会事務室	3月30日以降	

神戸市 灘 区	神戸市灘区役所 4階大会議室	3月29日	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号
	神戸市灘区選挙管理委員会事務室	3月30日以降	
神戸市 中央区	神戸市中央区役所 4階大会議室	全期間	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号
神戸市 兵庫区	神戸市兵庫区役所地下1階神戸市立兵庫公会堂第2・3集会室	3月29日	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号
	神戸市兵庫区選挙管理委員会事務室	3月30日以降	
神戸市 北 区	神戸市北区役所 7階大会議室	3月29日	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号
	神戸市北区選挙管理委員会事務室	3月30日以降	
神戸市 長田区	神戸市長田区役所 7階大会議室	3月29日	神戸市長田区北町3丁目4番地の3
	神戸市長田区選挙管理委員会事務室	3月30日以降	
神戸市 須磨区	神戸市須磨区役所 4階多目的会議室	3月29日	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号
	神戸市須磨区選挙管理委員会事務室	3月30日以降	
神戸市 垂水区	神戸市立垂水勤労市民センター多目的ホール	3月29日	神戸市垂水区日向1丁目5番1号
	神戸市垂水区役所 1階大会議室	3月30日以降	
神戸市 西 区	神戸市西区役所 4階神戸市立西公会堂	3月29日	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3
	神戸市西区選挙管理委員会事務室	3月30日以降	
姫路市	姫路市役所北別館 3階講義室	3月29日午前10時まで	姫路市安田四丁目1番地
	姫路市役所北別館 7階選挙管理委員会事務室	3月29日午前10時以降	
尼崎市	尼崎市議会議事堂	3月29日午前9時30分まで	尼崎市東七松町1丁目23番1号
	尼崎市選挙管理委員会事務局（市役所中館5階）	3月29日午前9時30分以降	
明石市	明石市役所103会議室	3月29日午前中	明石市中崎1丁目5番1号
	明石市選挙管理委員会委員室	3月29日午後以降	
西宮市	西宮市民会館大会議室101	3月29日午前10時まで	西宮市六湛寺町10番11号
	西宮市役所東館西宮市選挙管理委員室	3月29日午前10時以降	西宮市六湛寺町3番1号

洲本市	洲本市役所本庁舎 4階401・402会議室	3月29日午前10時まで	洲本市本町三丁目4番10号
	洲本市選挙管理委員会事務局	3月29日午後10時以降	
芦屋市	芦屋市役所第2委員会室	3月29日午前10時まで	芦屋市精道町7番6号
	芦屋市選挙管理委員会室	3月29日午前10時以降	
伊丹市	伊丹市役所701会議室	3月29日午前中	伊丹市千僧1丁目1番地
	伊丹市選挙管理委員会室	3月29日午後以降	
相生市	相生市役所2号館1階会議室	3月29日午前中	相生市旭1丁目1番3号
	相生市選挙管理委員会事務局	3月29日午後以降	
豊岡市	豊岡稽古堂3階3-1交流室	3月29日	豊岡市中央町2番4号
	豊岡市役所本庁舎豊岡市選挙管理委員会事務局	3月30日以降	
加古川市	加古川市役所新館9階191会議室	3月29日午前中	加古川市加古川町北在家2000番地
	加古川市選挙管理委員会事務局	3月29日午後以降	
たつの市及び揖保郡	たつの市役所分庁舎2階第3会議室	3月29日午前10時まで	たつの市龍野町富永1005番地1
	たつの市選挙管理委員会事務局	3月29日午前10時以降	
赤穂市 赤穂郡 及び 佐用郡	赤穂市役所204会議室	3月29日午前10時まで	赤穂市加里屋81番地
	赤穂市役所選挙管理委員会室	3月29日午後10時以降	
西脇市 及び 多可郡	西脇市役所特別会議室	3月29日午前10時まで	西脇市郷瀬町605番地
	西脇市選挙管理委員会事務局	3月29日午前10時以降	
宝塚市	宝塚市役所3階研修室	3月29日午前10時まで	宝塚市東洋町1番1号
	宝塚市役所選挙管理委員会事務局	3月29日午前10時以降	

三木市	三木市役所5階中会議室	3月29日午前10時まで	三木市上の丸町10番30号
	三木市選挙管理委員会事務局	3月29日午前10時以降	
高砂市	高砂市役所選挙管理委員会事務局	全期間	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
川西市 及び 川辺郡	川西市役所B01会議室	3月29日午前中	川西市中央町12番1号
	川西市選挙管理委員会事務局	3月29日午後以降	
小野市	小野市伝統産業会館第1・2研修室	3月29日午前10時まで	小野市王子町806番地の1
	小野市選挙管理委員会事務局	3月29日午前10時以降	
三田市	三田市役所2号庁舎3階2301会議室	3月29日午前10時まで	三田市三輪2丁目1番1号
	三田市選挙管理委員会事務局	3月29日午前10時以降	
加西市	加西市役所1階多目的ホール	3月29日午前10時まで	加西市北条町横尾1000番地
	加西市選挙管理委員会事務局	3月29日午前10時以降	
篠山市	篠山市役所本庁1階101会議室	全期間	篠山市北新町41番地
養父市 及び 朝来市	朝来市役所本庁舎3階会議室301	3月29日	朝来市和田山町東谷213番地1
	朝来市選挙管理委員会事務局	3月30日以降	
丹波市	丹波市役所中会議室	3月29日	丹波市氷上町成松字甲賀1番地
	丹波市選挙管理委員会事務局	3月30日以降	
南あわじ市	南あわじ市選挙管理委員会事務局	全期間	南あわじ市市善光寺22番地1
淡路市	淡路市役所2号館3階大会議室	3月29日	淡路市生穂新島8番地
	淡路市役所選挙管理委員会事務局事務局	3月30日以降	
宍粟市	宍粟市役所3階庁議室	3月29日	宍粟市山崎町中広瀬133番地6
	宍粟市選挙管理委員会事務局	3月30日以降	

加東市	加東市役所 3階301・302会議室	3月29日	加東市社50番地
	加東市役所 3階加東市選挙管理委員会執務室	3月30日以降	
加古郡	兵庫県加古川総合庁舎 5階会議室A	3月29日午前中	加古川市加古川町寺家町天神木97番地の1
	兵庫県東播磨県民局事務室(総務防災課)	3月29日午後以降	
神崎郡	兵庫県姫路総合庁舎503会議室・小会議室A	3月29日午前中	姫路市北条1丁目98番地
	兵庫県中播磨県民センター事務室(総務防災課)	3月29日午後以降	
美方郡	兵庫県豊岡総合庁舎職員福利センター会議室	3月29日午前中	豊岡市幸町7番11号
	兵庫県豊岡総合庁舎2階但馬県民局事務室(総務防災課)	3月29日午後以降	



兵庫県選挙管理委員会告示第26号

平成31年4月7日執行の兵庫県議会議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成31年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

選挙区	日時	場所
神戸市東灘区	4月8日 午前10時	神戸市東灘区役所4階大会議室
神戸市灘区	4月8日 午前10時	神戸市灘区役所4階C会議室
神戸市中央区	4月8日 午前10時	神戸市中央区役所3階A会議室
神戸市兵庫区	4月8日 午前10時	神戸市兵庫区役所地下1階神戸市立兵庫公会堂第2・3集会室
神戸市北区	4月8日 午前10時	神戸市北区役所7階災害対策本部兼会議室
神戸市長田区	4月8日 午前10時	神戸市長田区役所7階702会議室
神戸市須磨区	4月8日 午前10時	神戸市須磨区役所4階401会議室
神戸市垂水区	4月8日 午前10時	神戸市垂水区役所2階201会議室
神戸市西区	4月8日 午前10時	神戸市西区役所4階神戸市立西公会堂
姫路市	4月8日 午後1時30分	姫路市役所北別館4階401会議室
尼崎市	4月8日 午前10時30分	尼崎市議会議事堂第1委員会室

明 石 市	4月8日 午前10時	明石市役所議会棟第2委員会室
西 宮 市	4月8日 午前11時	西宮市役所東館801会議室
洲 本 市	4月7日 午後9時15分	洲本市文化体育館
芦 屋 市	4月7日 午後9時	芦屋市立精道小学校体育館
伊 丹 市	4月7日 午後9時30分	伊丹スポーツセンター体育館
相 生 市	4月7日 午後9時	相生市立総合福祉会館多目的ホール
豊 岡 市	4月7日 午後9時15分	豊岡市立総合体育館
加 古 川 市	4月7日 午後9時30分	加古川市立日岡山体育館
たつの市及び揖保郡	4月8日 午後1時30分	たつの市役所3階301会議室
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	4月8日 午前10時	赤穂市役所202会議室
西脇市及び多可郡	4月8日 午後1時30分	西脇市役所応接室
宝 塚 市	4月7日 午後9時30分	宝塚市立スポーツセンター総合体育館
三 木 市	4月7日 午後9時20分	三木勤労者体育センター
高 砂 市	4月7日 午後9時	高砂市総合体育館
川西市及び川辺郡	4月8日 午前10時30分	川西市役所7階大会議室
小 野 市	4月7日 午後8時50分	小野市伝統産業会館大研修室
三 田 市	4月7日 午後9時15分	城山公園体育館
加 西 市	4月7日 午後8時50分	兵庫みらい農業協同組合JA会館大ホール
篠 山 市	4月7日 午後9時10分	篠山市立篠山総合スポーツセンター
養父市及び朝来市	4月8日 午後1時30分	朝来市役所本庁舎3階会議室301
丹 波 市	4月7日 午後9時10分	丹波市立氷上住民センター体育館
南 あ わ じ 市	4月7日 午後9時30分	南あわじ市役所第2別館3階多目的ホール
淡 路 市	4月7日 午後9時20分	淡路市役所2号館3階大会議室
宍 粟 市	4月7日 午後9時	山崎スポーツセンター
加 東 市	4月7日 午後9時	加東市役所2階201会議室
加 古 郡	4月8日 午後1時	兵庫県加古川総合庁舎5階会議室A
神 崎 郡	4月8日 午前11時	兵庫県姫路総合庁舎503会議室
美 方 郡	4月8日 午前10時	兵庫県豊岡総合庁舎職員福利センター会議室



兵庫県選挙管理委員会告示第27号

平成31年4月7日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区及び開票事務と選挙会事務を併せて行わない選挙区については、次のとおりとする。

平成31年3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区

洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市

2 開票事務を選挙会事務と併せて行わない選挙区

神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市中央区、神戸市兵庫区、神戸市北区、神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市西区、尼崎市、明石市、西宮市



兵庫県選挙管理委員会告示第28号

平成31年 4月 7日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成31年 3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石 幸雄

選 挙 区	支出金額の制限額（円）	選 挙 区	支出金額の制限額（円）
神戸市東灘区	8,726,900	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	9,566,600
神戸市灘区	8,392,200	西脇市及び多可郡	8,227,600
神戸市中央区	8,402,400	宝 塚 市	9,266,800
神戸市兵庫区	7,645,400	三 木 市	9,345,500
神戸市北区	8,945,400	高 砂 市	10,199,100
神戸市長田区	7,229,200	川西市及び川辺郡	8,290,300
神戸市須磨区	7,654,700	小 野 市	7,202,700
神戸市垂水区	8,993,900	三 田 市	7,808,000
神戸市西区	9,489,000	加 西 市	6,997,800
姫 路 市	8,460,100	篠 山 市	6,818,500
尼 崎 市	8,496,700	養父市及び朝来市	7,731,400
明 石 市	9,101,200	丹 波 市	8,387,600
西 宮 市	8,612,100	南 あ わ じ 市	7,238,500
洲 本 市	7,034,100	淡 路 市	7,040,800
芦 屋 市	10,550,000	宍 粟 市	6,580,700
伊 丹 市	8,530,000	加 東 市	6,600,300
相 生 市	5,985,200	加 古 郡	8,403,300
豊 岡 市	9,608,000	神 崎 郡	6,893,700
加 古 川 市	8,490,600	美 方 郡	6,216,900
たつの市及び揖保郡	7,723,200		



兵庫県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に

関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成31年 3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	92,320
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	676,996



兵庫県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成31年 3月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

（選挙区名）

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	58,155
神戸市灘区	36,082
神戸市中央区	36,164
神戸市兵庫区	30,083
神戸市北区	60,788
神戸市長田区	26,741
神戸市須磨区	45,238
神戸市垂水区	61,372
神戸市西区	67,337
姫路市	139,921
尼崎市	129,224
明石市	83,553
西宮市	132,467
洲本市	12,587
芦屋市	26,707
伊丹市	55,783
相生市	8,374
豊岡市	22,924
加古川市	73,744
たつの市及び揖保郡	30,709
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,758
西脇市及び多可郡	17,380
宝塚市	64,660
三木市	21,870
高砂市	25,298
川西市及び川辺郡	52,895
小野市	13,264
三田市	31,390
加西市	12,441

篠	山	市	11,721
養	父	市	6,771
丹	波	市	18,023
南	あ わ じ	市	13,408
朝	来	市	8,617
淡	路	市	12,614
宍	粟	市	10,766
加	東	市	10,845
加	古	郡	18,086
神	崎	郡	12,023
美	方	郡	9,305